

聖籠町告示第51号

聖籠町最低制限価格制度運用要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年6月2日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町最低制限価格制度運用要領の一部を改正する告示

聖籠町最低制限価格制度運用要領（平成22年聖籠町告示第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「測量業務」を「業務のうち測量、設計、物件調査及び地質調査の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）」に改める。

第3条第2項中「測量業務」を「建設コンサルタント等の業務」に、「次の各号」を「次の表の業種区分ごとに同表の①から④」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に100分の70を乗じて得た額	—	—
設計業務	直接人件費の額	直接経費のうち次のアからオまでに該当するものの額 ア 事務用品費 イ 旅費交通費 ウ 電子成果品作成費 エ 電子計算機使用料及び機械器具損料 オ 特許使用料、製図費等	その他原価の額に100分の70を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の70を乗じて得た額
物件調査業務	直接原価の額	その他原価の額に100分の70を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の70を乗じて得た額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	諸経費の額に100分の70を乗じて得た額	—

第3条に次の1項を加える。

3 前2項に規定する算定方法により算定した最低制限価格を適用することが

適当でないと認められる場合は、建設工事においては予定価格の100分の90から予定価格の100分の85までの範囲で定めるものとし、建設コンサルタント等の業務においては予定価格の100分の90から予定価格の100分の80までの範囲で定めるものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成29年7月1日以降に行う入札について適用する。